

## 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う解雇等により現在お住まいの住居の退居を余儀なくされた求職中の方に県営住宅を提供します

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い勤務先を解雇されたり、雇用契約期間満了による雇い止めされたことなどにより、社員寮等の退居を余儀なくされた求職中の方が、一時的なお住まいとして使用していただけるよう県営住宅を提供します。

- 1 **入居対象者** 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う解雇等より、社員寮等の退居を余儀なくされ、住居を喪失した求職者（喪失見込みの方も含まれます。）で鳥取県内に住所又は解雇等になった勤務先がある方。  
※詳しい入居要件、必要な書類は裏面をご覧ください。
- 2 **入居期間** 原則1年間とします。（やむを得ないと認める場合は、6か月間に限り延長を認めます。）
- 3 **家賃** 月額7,400円～10,000円  
※公営住宅並み家賃（収入が最も少ない階層）の5割減免相当（月額を前払いとなります。）
- 4 **その他入居にあたっての注意事項**
  - （1）上記の家賃の他に電気・ガス・水道料金等が必要です。  
（その他、お住まいになる団地によっては自治会費が必要となる場合があります。）
  - （2）駐車場については空き区画がありましたらお貸しすることができますので申込みの際ご相談ください。（別途料金が必要）
  - （3）家電製品等の家財道具はございません。
- 5 **問い合わせ・申込先**

（鳥取市にある県営住宅）  
東部建築住宅事務所  
[鳥取市立川町六丁目176 電話0857-20-3632]

（米子市にある県営住宅）  
西部総合事務所生活環境局建築住宅課  
[米子市糺町一丁目160 電話0859-31-9751]

（その他全体的な問い合わせ）  
鳥取県庁生活環境部住まいまちづくり課 管理担当  
[鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7411]

### <入居要件>

入居要件：新型コロナウイルス感染症拡大に伴う解雇、雇い止め及び廃業等により、住宅の退去を余儀なくされ、住居を喪失した離職者（喪失見込みの者も含む）で、次のいずれにも該当すること。	
(1) 申込日時点での雇用状況(①～③のいずれかに該当する方)	① 既に失業状態にある方
	② 離職後雇用期間30日未満の非正規雇用に従事している方
	③ 申込日から1か月以内に、離職することが決定している方
(2) 鳥取県内に住所又は解雇、雇い止め及び廃業等になった勤務先がある方	
(3) 常用雇用の意欲が認められ、常用就職に向けて鳥取県内で就職活動を行っている方	

### <申込みに必要な書類等>

- 使用許可申請書（所定様式）
- 誓約書（所定様式）
- 解雇通知、雇い止めの通知（予告も含む）及び廃業等の事実が確認できる書類の写し（入居要件の確認に必要です。）
- 寮・社宅からの退居通知（以前の勤務先から発行される場合のみご提出ください。）、賃貸住宅の契約書等の住宅を喪失した事実が確認できる書類の写し
- 求職受付票（ハローワークカード）等の鳥取県内で就職活動を行っていることが確認できる書類の写し（就職の意欲があり、就職活動を行っていることを確認します。）
- 住民票の写し

### <申込み方法>

- 上記の書類をご持参の上、表面の申込窓口にお持ちください。
- 審査の上、入居可能となります。
- なお、即日入居希望など緊急に住居を必要とされる方は、個別に対応いたしますのでご相談ください。

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う解雇等により住宅の退居を余儀なくされた求職者に対する県営住宅の期限付入居)

## 募集対象県営住宅について

### < 1 募集対象団地 >

地区	団地名称	所在地	構造	戸数	間取り	使用料(月額)
東部	浜坂第一団地	鳥取市浜坂3丁目	中層耐火 4階	2	4DK	10,000
	丸山町第一団地	鳥取市丸山町	中層耐火 4階	3	2DK	8,100
					3DK	9,900
西部	永江団地	米子市永江	中層耐火 4階	5	3DK	7,400

※団地の詳細な場所については、申込窓口でご確認ください。

### < 2 入居申込みと決定について >

令和2年4月24日(金)から、下記申込み窓口(東部建築住宅事務所又は西部総合事務所建築住宅課)で受付し、入居資格要件を満たした方に対して先着順に入居者を決定し、予定戸数に達し次第申込みを締め切ります。

### < 3 問い合わせ・申込先 >

(鳥取市にある県営住宅の申込・相談)

東部建築住宅事務所

[鳥取市立川町六丁目176 電話0857-20-3632]

(米子市にある県営住宅の申込・相談)

西部総合事務所生活環境局建築住宅課

[米子市糞町一丁目160 電話0859-31-9751]

(その他全体的な問い合わせ)

鳥取県庁生活環境部住宅政策課 管理担当

[鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7411]